

令和 7 年度ネットワーク端末機器賃貸借契約仕様書

1 長期継続契約

本賃貸借契約は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として、契約期間を 5 年とする。

2 賃借期間

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日～令和 12 年(2030 年)8 月 31 日

3 賃貸借物件等

(1) 物件名及び数量

- ① 物件名 ノートブック型パソコン
- ② 物件数 400 台 一式

(2) 物件の規格

形式		ノートブック型（スリムモバイル）
互換性		PC/AT 互換機
CPU		Intel Core i3(第 13 世代)以上
メモリ		8GB 以上
内蔵ディスクドライブ		SSD 256GB 以上
サウンド機能		標準装備 ステレオスピーカ内蔵
インターフェース	USB	USB3.2 Type-A 2 口以上、USB3.2 Type-C 2 口以上
	ディスプレイ	HDMI ×1
	ネットワーク	有線 RJ45(1000BASE-T 対応)LAN コネクタ ×1
		無線 IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax 対応
	サウンド関連	マイク入力、ヘッドフォン出力:ジャック径 3.5mm 各 1 個(兼用端子でも可)
ポインティングデバイス		タッチパッド` 装備
ディスプレイ		TFT カラー液晶式 14.0 型ワイド 1,920×1,200ドット 最大 1677 万色
Web カメラ		有効画素数 92 万画素以上
光学ドライブ		内蔵なし
バッテリー		AC アダプタ、バッテリー ・バッテリー動作時間:JEITA Ver3.0(アイドル時)15.0 時間以上であること ・ユーザーによるバッテリー交換が可能であること
付属品	マウス	光学式スクロールマウス

	マウスパッド	表面:PVC 裏面:滑り止め加工 カラー:ブルー 幅 150×奥行 180mm 以上
	その他	機能を発揮するに必要なもの
OS		Windows 11 Professional
質量		1. 3kg 未満
その他		BIOS 及びハードディスクにパスワード(ATA パスワード)を設定できること

※品名を指定している場合は指定どおり納入し、規格で示している場合は準拠若しくはそれ以上の性能を有する製品とすること。また、受注日現在生産されている最新のものを採用すること。

液晶保護フィルター仕様	
1	視野確度左右 60 度で横から見えないこと
2	可視光線透過率 65%以上であり、且つ反射率 1.5%以下であること
3	PET 製で、0.4mm 以下の厚みを有すること
4	採用モニター画面サイズに適合すること
5	ブルーライトを 40%以上カットすること
6	取り外し可能であること(全面吸着タイプは対象外とする)
7	フィルターを付けたままで開閉が可能なこと
上記仕様と同等の明るさ、映り込み・反射防止、硬度であること。隙間無く装着できること	

(3) 製造者の指定

賃貸借物品(本体)は、下記の製造者の製品とすること。なお、賃貸借物件については全数、同一製造者の同一機種とすること。

- Dynabook 株式会社
- 日本電気株式会社
- 富士通株式会社
- デル株式会社
- 株式会社日本 HP

なお、保守用部品に関しては、当該機種の製造中止後、最低 5 年間、メーカーによる同一部品の供給が受けられる機種であること。

(4) 納入場所

別紙「設置使用場所一覧及び作業内容」による。メモリや液晶フィルターなどメーカー標準でない場合は、組み上げた状態で納品すること。

(5) その他

- ① 賃貸期間満了後は、無償譲渡を行うものとする。
- ② リカバリ用メディア(ドライバーディスク等)を 1 セット納品すること。
- ③ 文書作成ソフト(Microsoft Office 等)は発注者で用意するものを導入すること。

4 初期設定作業並びに設置について

- (1) 受注者は、発注者が実施する事前検証のため、発注者と協議の上、納入機器のうち発注者が指定するパソコン及びリカバリ用メディア等を発注者が指定する数量分を、決定した期日までに先行して納入すること。
- (2) 先行して納入する機器の設定内容については事前に「パラメータ設定書」を受注者が作成し、発注者と協議の上、承認を得て進めること。
なお、前記で決定した最終パラメータに基づいて、OS 及び必要なアプリケーションやドライバのインストールを実施して納入すること。また、インストールするドライバについては、一覧にして発注者へ提出すること。
- (3) 発注者が実施する事前検証について、不具合、質問等の対応が可能な体制を構築すること。
- (4) 発注者が行う事前検証終了後、発注者の承認を得てクローニング作業を進めること。
- (5) 機器、OS 及びソフトウェアの操作、設定方法(チューニング等)、エラー調査等について、技術サポートを実施すること。また、問い合わせ方法は、内容に応じて、口頭又は書面(メールなど)にて実施すること。
- (6) 機器の設定・搬入・設置等については、契約締結後、速やかに発注者と打合せを行い、作業日程を発注者へ提示の上、承認を受けること。
- (7) 承認を受けた作業日程に基づき、機器を搬入すること。なお、各納入場所への搬入及び設置作業は、複数回に分けて実施する場合についても対応すること。
- (8) 発注者と協議の上決定した場所で開梱し、段ボール等の梱包材及び不要な付属品を回収の上、適切に処分すること。
- (9) 配備作業として、受注者が配備先の最終設定(IP 変更、ID/パスワード設定、管理シールの準備及び貼り付け等)と設置作業を行うこと。また、新規設置の場合は、必要に応じて設置場所までの簡易な LAN 配線(ケーブルは支給)も行うこと。
なお、作業内容がわかるチェックシート(形式は任意、ただし発注者の確認を得ること)を作成して進めること。
- (10) パソコン設置において、現在使用中のパソコンと入替えとなる場合は、引き上げ作業も合わせて実施すること。また、引き上げたパソコンは、明石市が指定する場所に AC アダプタ、マウス、付属品等を分けて保管すること。
- (11) 引き上げたパソコンは、賃貸借期間開始までにディスクの全領域をセキュア消去または 1 回以上 0 あるいはランダムな数字で書き込みを行うこと。なお、消去にあたっては引き上げた日の 1 営業日以降に作業を行うこと。(実施日例:8 月 1 日に引き上げなら、8 月 3 日にデータ消去)

データ消去後は、消去を確実に行ったことがわかる写真やログデータ等を提示すること。

データ消去に必要なソフトは発注者と協議の上、受注者が用意すること。

- (12) パソコン設置時には、事前に提示する各部署に応じたソフトウェアやドライバのインストール作業も行うこと。(ソフトウェアのインストールメディアやライセンス情報は支給)
- (13) 配備作業完了 1 週間後に、必要に応じてソフトウェアインストール及び設定漏れの対応作業を行うこと。
- (14) 配備業務完了後は、作業チェックシートを発注者に提出すること。また、シリアル番号一覧を提出すること。
- (15) 完成したマスターイメージにかかる作成手順や導入ドライバ、アプリケーション一覧がわかる設計図書を提出すること。

5 保守について

- (1) 賃借物件が常に良好、適正な機能を発揮するよう、「3 賃貸借物件等」に掲げる機器について現地にて清掃等保守点検を行うとともに、機器、ソフトウェア等の利用について、適正な助言、提案等を行うこと。
- (2) 機器の故障等、緊急に修理または調整を要する場合、市の要請により速やかに専門技術者(メーカー認定技術者またはそれに準ずる技術者)を派遣し、受注者の定める休日を除く平日の 9:00~17:00 のうち 72 時間以内に正常な状態に復旧すること。
- (3) 使用者の責に寄らない本体の故障等は保守の範囲内で対応すること。
- (4) 賃借物件の操作等について、その利用者が電話、FAX 及び電子メール等で照会したときは、速やかに回答すること。

6 マスターイメージについて

マスターイメージは、初回作成時に納品する他、契約期間中は年 1 回(初回と合わせて合計 5 回の作成) Microsoft 社のアップデート状況を見て、時期や内容を発注者と協議の上、納品すること。また、変更点はわかりやすく設計図書等で示すこと。

設置使用場所一覧及び作業内容

1 配備先の定義

- 明石市役所(本庁舎、分庁舎、西庁舎、議会棟、南会議室棟、中崎分署)
- 出先機関(上記以外の公共施設)

2 配備先について

- 詳細な配備先は決定しておりませんが、30 か所程度の見込みです。
- 配備先の決定時期については、6 月上旬を予定しております。
- 前回 430 台の実績では、明石市役所内が 308 台、出先が 122 台でした。
(あくまでも実績となりますので多少の増減があります。)

3 作業内容について

- 事前にお渡しする設定依頼書に基づき設定を行ってください。
- 前回の実績では、430 台調達中 90 台の依頼がありました。
- 作業例:業務ソフトインストール(Adobe 製品、CAD 等)、プリンタドライバインストール、スキャナドライバインストール等 設置使用場所一覧及び作業内容

以 上